

長崎県建設工事標準請負契約書の作成方法（改訂版）

令和7年9月30日現在

【契約書の作成が必要な場合】

請負代金額が400万円を超える場合（400万円を含まない）

請負代金額が100万円以上～400万円を超えないもので『前金払』を請求する場合

【請書による事が出来る場合】

請負代金額が100万円以上～400万円を超えないもので『前金払』を請求しない場合

【契約書作成の際に確認する条項】

- ・第3条（請負代金内訳書及び工程表）
- ・第4条（契約の保証）
- ・第7条（下請負人の通知）
- ・第7条の2（下請負人の健康保険等加入義務等）
- ・第10条（現場代理人及び主任技術者等）
- ・第35条（前金払）
- ・第36条（保証契約の変更）
- ・第37条（前払金の使用等）
- ・第38条（中間前金払）
- ・第39条（部分払）
- ・第42条（債務負担行為に係る契約の前金払の特則）
- ・第43条（債務負担行為に係る契約の中間前金払の特則）
- ・第44条（債務負担行為に係る契約の部分払の特則）
- ・第58条（契約不適合責任期間等）

当該工事に全く関係ない条項（例えば、第8条又は第26条第1項から第4項まで）がある場合においても必ずしもこれを削除する必要はないこと。

【誓約書（入札参加資格要件）の提出】

当初契約時に、入札参加資格要件を欠くことがない旨の誓約書を提出すること。

【契約書に添付する書類】

1．建設リサイクル（解体工事に要する費用）

長崎県建設工事標準請負契約書の「7 解体工事に要する費用等 別紙のとおり」の「別紙」については、費用の有無にかかわらず、全てを添付すること。

2．共同企業体

共同企業体と契約を締結する場合においては、共同企業体協定書の写しを添付すること。

【以下具体的作成方法について】

「3 工期」について

「余裕期間制度を活用した工事試行要領」に基づく工事の場合は、同要領第3条に記載のとおりとする。

(定義) 第3条

(1) 工事の始期：工事開始日

(2) 工事の終期：工事完成期限日

「4 工事を施工しない日 について

工事を施工しない時間帯」

①工事を施工しない日及び施工しない時間帯を設定がある場合

4 工事を施工しない日

工事を施工しない時間帯 特記仕様書に記載のとおり

①工事を施工しない日及び施工しない時間帯を設定がない場合

4 工事を施工しない日

工事を施工しない時間帯 記載不要(空欄)

本契約の証として本書 通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

年 月 日

発注者

住所
氏名

□□市□□□□

長崎県

長崎県□□局長 □□□□

印

「発注者」の欄には、契約の当事者となる地方公共団体の名称「長崎県」の記載の下に、知事名及び知事印(かい長の名及びかい長の印)を記名押印します。

【受注者が共同企業体の場合】

受注者

〇〇・ 特定建設工事共同企業体

代表構成員 〇〇県〇〇市〇〇

〇〇建設株式会社 代表取締役 〇〇 印

構成員

県 市

建設株式会社 代表取締役

印

【長崎県特定建設工事共同企業体取扱要領(平成6年8月29日付け6監第171号)の一部改正より】

受注者欄には、当該共同企業体の名称を記載するとともに、当該共同企業体を構成する全ての構成員が記名及び押印をしてください。

条文を削除する場合は、「第〇〇条削除」と記載のうえ全ての構成員が押印して下さい。

契約書は、当該共同企業体を構成する構成員の数+1の数だけ作成することとなります。

変更契約書(変更請書)の場合も、契約行為ですので代表構成員及び構成員が押印することになります。

ただし、以下の条文に基づき提出書類等は代表構成員のみの押印でも可能です。

【契約書第1条 12 より】

『受注者が共同企業体を結成している場合においては、発注者は、この契約に基づくすべての行為を共同企業体の代表者に対して行うものとし、発注者が当該代表者に対して行ったこの契約に基づくすべての行為は、当該企業体のすべての構成員に対して行ったものとみなし、また、受注者は、発注者に対して行うこの契約に基づくすべての行為について当該代表者を通じて行わなければならない。』

（請負代金内訳書及び工程表）

第3条 受注者は、設計図書に基づいて請負代金内訳書（以下「内訳書」という。）を契約締結後30日以内に、計画工程表については、工事の始期の日から40日以内に、発注者に提出しなければならない。

第3条関係の説明【契約書及び同約款の改正 第3条関係】

請負代金額500万円以上については、長崎県建設工事共通仕様書に基づく施工計画書の一部として計画工程表の提出が義務づけられているため別途計画工程表のみの提出は不要。

請負代金額500万円未満については、施工計画書の提出は不要であるが、契約書の記載に基づき計画工程表の提出が必要。（工事の始期の日から40日以内に提出）

請負代金額**400万円を超えないもの**については、契約書を省略し請書によることができる。ただし、契約書を作成する場合は、長崎県建設工事執行規則第57条に基づき工程表の省略が可能なため、第3条第1項中の「計画工程表については、工事の始期の日から40日以内に、」の部分の部分を抹消し『**27字削除**』とすること。

「**請負代金内訳書**」について（令和3年3月16日付け2建企第646号「請負代金内訳書の取扱について（改正）」）

- ・ 請負代金内訳書には、現場労働者に関する健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の法定の事業主負担額を記載すること。（契約締結後30日以内に提出）
- ・ 入札時に提出された受注者の工事費内訳書に法定福利費の記載がある場合は、当該工事費内訳書を請負代金内訳書として取り扱うことができる。

（契約の保証）

第4条 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第5号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。

第4条関係の説明【契約書及び同約款の改正 第4条関係】

- ・ 請負代金額**400万円を超えないもの**で契約保証金を求めない場合は『**第4条削除**』とする。（令和7年9月30日付け7建企第111号長崎県建設工事標準請負契約書第4条に規定する契約の保証に関する取扱いについて）
- ・ 低入札要綱に定める調査を行い契約を締結した場合又は履行確実性確保価格を下回る価格で契約を締結した場合は『100分の30』とする。

（下請負人の通知）

第7条 発注者は、受注者に対して、下請負人の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

第7条関係の説明【建設工事執行規則第12条の2】

- ・ 『施工体系図[提出用]（共通仕様書様式集）』（共通仕様書[1]1-1-14-2）（建設業法第24条の8第4項）により発注者に通知する。

(下請負人の健康保険等加入義務等)

第7条の2 受注者は、次の各号に掲げる届出をしていない建設業者(建設業法(昭和24年法律第100号)第2条第3項に定める建設業者をいい、当該届出の義務がない者を除く。以下「社会保険等未加入建設業者」という。)を下請負人としてはならない。

第7条の2関係の説明

- ・受注者は、社会保険等未加入の建設業者を下請負人としてはならない。
(平成31年3月28日付け30建企第702号「長崎県が発注する建設工事における社会保険等未加入対策について」の改正について)

(現場代理人及び主任技術者等)

第10条 受注者は、現場代理人、主任技術者等(主任技術者、監理技術者及び監理技術者補佐(建設業法第26条第3項ただし書に規定する者をいう。)以下同じ。)及び専門技術者(建設業法第26条の2に規定する技術者をいう。以下同じ。)を定めて工事現場に設置し、設計図書に定めるところにより、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。

3 この契約による工事が建設業法第26条第3項の規定に該当する場合には、第1項又は前項の規定により設置される主任技術者又は監理技術者は、工事現場に専任の者としなければならない(監理技術者補佐を設置する場合を除く。)ものとし、監理技術者にあつては、監理技術者資格者証の交付を受けている者としなければならない。

第10条関係の説明【建設工事執行規則第21条・第57条】

- ・**400万円を超えるもの**については、現場代理人等決定通知書『(建設工事執行規則；様式第12号)』にて発注者へ通知する。
- ・**400万円を超えないもの**で契約書を作成する場合は『**第10条削除**』とし、現場代理人等決定通知書の提出は不要とする。
現場代理人の配置条件等の具体的な運用については、「現場代理人の取り扱いについて(平成22年12月28日付け22建企第528号)」を参照して下さい。
- ・低入札価格による契約における追加技術者がある場合は、現場代理人等決定通知書(様式第12号)の準用様式(HP

(前金払)

第35条 受注者は、保証事業会社と、契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第5項に規定する保証契約(以下「保証契約」という。)を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、請負代金額の10分の4(低入札要綱に定める調査を行い本契約を締結した場合又は履行確実性評価試行要領に定める履行確実性確保価格を下回る価格で本契約を締結した場合は10分の2)以内の前払金の支払いを発注者に請求することができる。

第35条関係の説明【財務規則第62条第1項】

- ・前払金を請求する場合、建設業保証株式会社の保証証書を添えて請求する。
- ・請負代金額100万円未満で契約書を作成する場合『**第35条削除**』とする。

前金払を追加請求する場合【契約書及び同約款の改正 第35条関係】

- ・契約変更により、変更後の請負代金額が当初請負額の50%以上、かつ、増額した額が100万円以上の場合

（保証契約の変更）

第36条 受注者は、前条第3項の規定により受領済みの前払金に追加してさらに前払金の支払いを請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を発注者に寄託しなければならない。

第36条関係の説明

- ・ 請負代金額100万円未満で契約書を作成する場合『第36条削除』とする。

（前払金の使用等）

第37条 受注者は、前払金をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（この工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費及び現場管理費（労働者災害補償保険料を含む。）並びに一般管理費等のうち当該工事の施工に要する費用（保証料を含む。）に相当する額として必要な経費以外の支払いに充当してはならない。ただし、現場管理費及び一般管理費等のうち当該工事の施工に要する費用に充てられる前払金の上限は、前払金の総額の100分の25とする。

第37条関係の説明

- ・ 請負代金額100万円未満で契約書を作成する場合『第37条削除』とする。

（中間前金払）

第38条 受注者は、次に掲げる要件（以下この項において「要件」という。）をすべて満たす場合においては、第35条の規定により既に支払われた前払金に追加して、請負代金額の10分の2以内の中間前払金の支払いを発注者に請求することができる。

第38条関係の説明【財務規則第62条第2項】

- ・ 中間前払金を請求する場合、建設業保証株式会社の保証証書を添えて請求する。
- ・ 100万円未満は『第38条削除』とする。
- ・ 1000万円以上の場合に『中間前金払（第38条）』か『部分払（第39条）』かの選択
『部分払（第39条）』を選択した場合は『第38条削除』とする。

中間前金払を追加請求する場合【契約書及び同約款の改正 第38条関係】

- ・ 契約変更により、変更後の請負代金額が当初請負額の50%以上、かつ、増額した額が100万円以上の場合

（部分払）

第39条 受注者は、工事の完成前に、出来形部分並びに工事現場に搬入済みの工事材料及び製造工場等にある工場製品（第13条第2項の規定により監督職員の検査を要するものにあつては当該検査に合格したもの、監督職員の検査を要しないものにあつては設計図書で部分払の対象とすることを指定したものに限る。）に相応する請負代金相当額の10分の9以内の額について、次項から第7項までに定めるところにより部分払を請求することができる。ただし、この請求は、工期中 回を超えることができない。

第39条関係の説明【長崎県財務規則の一部を改正する規則の施行について】

・1000万円以上の場合に『中間前金払（第38条）』か『部分払（第39条）』かの選択

『中間前金払（第38条）』を選択した場合は『工期中0回』と記載する。

ただし、中間前金払を選択した場合においても、債務負担行為に係る工事における各年度の出来高予定額（最終年度に係るものを除く。）に係る当該年度末の出来高に対する部分払については、当該年度の出来高に対して部分払をすることができ、この年度末部分払の回数を第44条第3項に記載し、その合計回数を第39条第1項空白部分に記入する。（第44条関係の説明参照）

請負代金額	1000万円未満は	『工期中0回』
	1000万円～3000万円未満は	『工期中1回』
	3000万円～1億円未満は	『工期中2回』
	1億円以上は	『工期中3回』

部分払の選択後に中間前金払に変更する場合

「中間前金払制度導入に伴う事務処理について」（令和2年3月24日付け31建企第791号）の『6の2．契約途中で中間前金払又は既済部分払の選択を変更する場合』により契約変更を行うこと。

（債務負担行為に係る契約の前金払の特則）

第42条 債務負担行為に係る契約の前金払については、第35条中「契約書記載の工事完成の時期」とあるのは「契約書記載の工事完成の時期（最終の会計年度以外の会計年度にあつては、各会計年度末）」と、同条及び第36条中「請負代金額」とあるのは「当該会計年度の出来高予定額（前会計年度末における第39条第1項の請負代金相当額（以下この条及び第44条において「請負代金相当額」という。）が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合において、当該会計年度の当初に部分払をしたときは、当該超過額を控除した額）」と読み替えて、これらの規定を準用する。ただし、この契約を締結した会計年度（以下「契約会計年度」という。）以外の会計年度においては、受注者は、予算の執行が可能となる時期以前に前払金の支払を請求することはできない。

第42条関係の説明

請負代金額100万円未満で契約書を作成する場合は、『第42条削除』とする。

(債務負担行為に係る契約の中間前金払の特則)

第43条 債務負担行為に係る契約の中間前金払については、第38条中「契約書記載の工事完成の時期」とあるのは「契約書記載の工事完成の時期（最終の会計年度以外の会計年度にあっては、各会計年度末）」と、第38条中「請負代金額」とあるのは「当該会計年度の出来高予定額」と、第38条第1項中「工期」とあるのは「当該年度の工事実施期間」と読み替えて、同条の規定を準用する。

第43条関係の説明【財務規則第62条第2項】

- ・ 中間前払金を請求する場合、建設業保証株式会社の保証証書を添えて請求する。
- ・ 100万円未満は『第43条削除』とする。
- ・ 1000万円以上の場合に『中間前金払（第38条）』か『部分払（第39条）』かの選択
『部分払（第39条）』を選択した場合は『第43条削除』とする。

(債務負担行為に係る契約の部分払の特則)

第44条 債務負担行為に係る契約において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合においては、受注者は、当該会計年度の当初に当該超過額(以下「出来高超過額」という。)について部分払を請求することができる。ただし、契約会計年度以外の会計年度においては、受注者は、予算の執行が可能となる時期以前に部分払の支払いを請求することはできない。なお、中間前払金制度を選択した場合には、出来高超過額について部分払を請求することはできない。

2 この契約において、前払金の支払いを受けている場合の部分払金の額については、第39条第6項及び第7項の規定にかかわらず、次の式により算定する。

(A)

部分払金の額 請負代金相当額 × 9 / 10
- (前会計年度までの支払金額 + 当該会計年度の部分払金額)
- { 請負代金相当額 - (前年度までの出来高予定額 + 出来高超過額) }
× 当該会計年度前払金額 / 当該会計年度の出来高予定額

(B)

部分払金の額 請負代金相当額 × 9 / 10
- 前会計年度までの支払金額 - (請負代金相当額 - 前年度までの出来高予定額) × (当該会計年度前払金額 + 当該会計年度の中間前払金額)
/ 当該会計年度の出来高予定額

3 各会計年度において、部分払を請求できる回数は、次のとおりとする。

年度	回
年度	回
年度	回

第44条関係の説明

- ・ 1000万円以上の場合に『中間前金払 (第38条) 』か『部分払 (第39条) 』かの選択
- ・ 『中間前金払 (第38条) 』を選択した場合は『第44条第2項 (A) 削除』とする。
- ・ 『部分払 (第39条) 』を選択した場合は『第44条第2項 (B) 削除』とする。
- ・ 債務負担行為の初年度及び中間年度においては、部分払の回数を 1 回追加する。

ただし、追加した 1 回は各年度の出来高予定額にかかる当該年度末の出来高に対する部分払 (年度末部分払) とする。

(平成27年9月28日付け27建企第347号「債務負担行為にかかる契約の部分払の回数について」)

例) 平成29年度	支払限度額	2,000万円	部分払選択時	平成29年度	2 回	
平成30年度	支払限度額	4,000万円		平成30年度	3 回	
平成31年度	支払限度額	1,000万円		平成31年度	1 回	計 6 回 (第39条に記載)
			中間前金払選択時	平成29年度	1 回	
				平成30年度	1 回	
				平成31年度	0 回	計 2 回 (第39条に記載)

(契約不適合責任期間等)

第58条 発注者は、引き渡された工事目的物に関し、第32条第4項又は第5項(第40条においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定による引渡し(以下この条において単に「引渡し」という。)を受けた日から○年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除(以下この条において「請求等」という。)をすることができない。

2 前項の規定にかかわらず、設備機器本体等の契約不適合については、引渡しの時、発注者が検査して直ちにその履行の追完を請求しなければ、受注者は、その責任を負わない。ただし、当該検査において一般的な注意の下で発見できなかった契約不適合については、引渡しを受けた日から○年が経過する日まで請求等を行うことができる。

第58条関係の説明【建設工事執行規則第53条】

- ・第1項○の部分には、原則として「二」を記入する。
- ・第2項○の部分には、原則として「一」を記入する。「一」以外とする場合には、前項の期間との関係、設備機器のメーカー保証の期間を勘案して記入する。

【議会の議決を要する案件の取扱】

予定価格5億円以上の工事又は製造の請負契約(地方自治法第96条第1項第5号)の場合は、議会の議決が必要になります。

事務処理の流れは、「仮契約の締結」→「議案の提出」→議会議決「本契約の締結」となります。

一般的には、「仮契約書」を作成し、議会の承認を得ることになりますが、工事請負契約に伴う事務の合理化、省力化を図るため以下のとおり処理することとします。

平成25年5月21日付け25建企第108号「工事請負契約に伴う事務の処理について」

第2 特約条項について

長崎県建設工事標準請負契約書(以下「標準契約書」という。)の条項のみでは処理できない大型工事等の契約について特約条項を定める場合は、次により処理するものとし、この場合、建設工事執行規則第12条第2項の規定による上司の決裁は、省略することができるものであること。

1 工事契約の締結に際して議会の議決を必要とする契約において、標準契約書に次の条項を追加することにより、**仮契約書の作成に代えるとき。**

【契約書表紙】

仮契約日	年	月	日
本契約日	年	月	日

【最終の条項に追加して記載】

（契約締結の特則）

第○条 この契約は、議会の同意を得てその旨を県が通知したときに本契約となるものとする。

- 2 受注者（共同企業体にあつては、当該共同企業体の構成員のいずれか）が、仮契約締結後、議会の同意を得るまでの間に、この契約の入札公告に掲げる競争入札に参加する者に必要な資格のいずれかを満たさなくなったときは、発注者は、仮契約を解除し、本契約を締結しないものとする。この場合において、発注者は、受注者に損害が生じて、一切の損害賠償の責めを負わない。

建設工事執行規則第9条の2（契約の不締結）抜粋

落札者が、契約締結までの間において、次の各号のいずれかに該当した場合は契約を締結しない。

- (1) 工事の指名基準（平成8年長崎県告示第1111号の2）に抵触した場合
- (2) 入札公告に定める入札参加資格要件（要件のうち、指名停止又は指名除外の措置に関するものについては、指名停止又は指名除外の措置を受けていない者に限る。）のいずれかを満たさなくなった場合
- (3) 落札者決定の根拠となった事項について同等以上と認められなくなった場合

- 2 前項の場合、落札者に損害が生じて、長崎県は一切の損害賠償の責めを負わない。

建設工事執行規則第12条第2項（工事請負契約書）

契約担任者は、前項の契約書の条項につき特に重要な事項を削除し、変更し、又はさらに新たな条項を追加する必要があると認めるときは、あらかじめ、その内容について上司の決裁を受けなければならない。

【総合評価に関する件】

1. 高度技術提案型 『技術提案』

根拠要領

公契班イントラ→通知集→総合評価通知集(R3以降)内の長崎県建設工事総合評価落札方式事務処理要領（令和7年3月21日6建企第333号）の28条第1項（別紙3）「総合評価落札方式契約書約定事項」を参照

契約書記載方法

（受注者の提案した技術提案）

第○条 受注者が提案した技術提案の内容及びその担保についての措置等は、下記のとおりとする。

（1）受注者の技術提案の内容

別紙「技術提案」（写し）のとおり

（2）受注者の技術提案の内容の担保についての措置等

- (a) 受注者は、不可抗力等受注者の責によらない場合を除き、（1）に掲げる事項に基づいて工事を施工しなければならず、その部分については、請負代金の変更等は行わない。
- (b) 発注者は、受注者の責により（1）に掲げる事項の履行が確認できない場合は、その技術提案に係る評価項目につき、工事成績評定から10点減ずる。
- (c) 契約締結後、不可抗力等受注者の責によらないで（1）を履行できない場合は、請負代金の変更等その後の対応について、発注者と受注者で協議して定めるものとする。

2. 技術提案型 『技術提案』

根拠要領

長崎県建設工事総合評価落札方式事務処理要領（令和7年3月21日6建企第333号）の28条第1項（別紙3）「総合評価落札方式契約書約定事項」を参照

契約書記載方法

（受注者の提案した技術提案）

第○条 受注者が提案した技術提案の内容及びその担保についての措置等は、下記のとおりとする。

（1）受注者の技術提案の内容

別紙「技術提案」（写し）のとおり

（2）受注者の技術提案の内容の担保についての措置等

(a) 受注者は、不可抗力等受注者の責によらない場合を除き、（1）に掲げる事項に基づいて工事を施工しなければならず、その部分については、請負代金の変更等を行わない。

(b) 発注者は、受注者の責により（1）に掲げる事項の履行が確認できない場合は、その技術提案に係る評価項目につき、工事成績評定から10点減ずる。

(c) 契約締結後、不可抗力等受注者の責によらないで（1）を履行できない場合は、請負代金の変更等その後の対応について、発注者と受注者で協議して定めるものとする。

3. 技術提案型・施工計画型・施工能力型 共通 『基幹技能者の配置』

根拠要領

長崎県建設工事総合評価落札方式事務処理要領（令和7年3月21日6建企第333号）の28条第1項（別紙3）「総合評価落札方式契約書約定事項」を参照

条件

評価項目に「基幹技能者の配置」があり、落札者が技術資料において「配置する」を選択した場合、工事請負契約書に以下に示す条項を追加するものとする。

契約書記載方法

（基幹技能者）

第○条 受注者は、工事の施工にあたり、基幹技能者を配置しなければならない。

2 発注者は、受注者が前項の規定に違反したことを確認したときは、工事成績評定点から10点減ずるものとする。ただし、受注者の責によらない場合を除く。

4 . 技術提案型・施工計画型・施工能力型 共通 『適切な下請契約』

根拠要領

長崎県建設工事総合評価落札方式事務処理要領（令和 7 年 3 月 21 日 6 建企第 333 号）の 28 条第 1 項（別紙 3）「総合評価落札方式契約書約定事項」を参照

条件

評価項目に「適切な下請契約」があり、落札者が技術資料において「誓約する」を選択した場合、工事請負契約書に以下に示す条項を追加するものとする。

契約書記載方法

（下請け次数の制限）

第○条 受注者は、工事の施工にあたり、請負次数を 2 次下請け（注：建築は 3 次下請け）までに制限しなければならない。

2 発注者は、受注者が前項の規定に違反したことを確認したときは、工事成績評定点から 10 点減ずるものとする。ただし、受注者の責によらない場合を除く。

（下請契約金額の合意形成）

第○条 受注者は、工事の施工にあたり、下請契約を締結する場合は、労務費及び法定福利費を明示した見積書を活用し、下請契約については、見積書を尊重し合意を得なければならない。

2 発注者は、受注者が前項の規定に違反したことを確認したときは、工事成績評定点から 10 点減ずるものとする。ただし、受注者の責によらない場合を除く。

（建設キャリアアップシステムの事業者登録）

第○条 受注者は、工事が完成するまでの期間に、元請かつすべての下請企業（建設業者以外及び県外企業は除く。）の事業者登録を完了しなければならない。

2 発注者は、受注者が前項の規定に違反したことを確認したときは、工事成績評定点から 10 点減ずるものとする。ただし、受注者の責によらない場合を除く。

5. 履行確実性評価方式・低入札価格調査制度による「低入札価格」による契約を締結する場合の履行要件の取り扱いについて

- 履行確実性評価方式の全面試行に伴い、低入札価格による契約においては、低入札価格調査制度と同様の履行要件を付して契約の締結をすることとしていますが、追加の技術者の様式等の取り扱いと等について、下記のとおりとするので事務手続きにご留意ください。

対象となる工事の契約

- (1) 履行確実性評価方式試行要領第 7 条に該当する工事
- (2) 長崎県建設工事低入札価格調査制度要綱第 4 条第 2 項に該当する工事

履行要件

- (1) 請負代金の 10 分の 3 以上の契約保証金の納付すること。
- (2) 配置予定技術者とは別に配置予定技術者と同一の資格（同種工事の経験を除く。）を有する技術者 1 名を専任で配置すること。（特定 JV の場合は代表構成員に対して求める。）
- (3) 上記(2)の技術者は施工中、配置予定技術者を補助し、建設業法第 26 条の 3 に規定する職務と同様の職務を行う。
- (4) 前払金の金額を請負代金額の 2 割以内とすること。

対応

- ・ 上記 (1)、(4)については、県 HP に掲載の「長崎県建設工事標準請負契約書の作成方法(R4.4.1 現在)」を参照のこと。
- ・ 上記 (2)については、工事執行規則第 21 条に定める現場代理人等決定通知書に替えて別添の準用様式書面（HP 掲載）によるものとする。

【契約に係る提出書類チェックリスト】

R7.10.1 現在

No.	提出日	書類名	根拠条文	提出先		備考(金額区分)	提出 チェック
				監督員	契約 担当者		
1	契約保証を確認 後に契約を締結	「契約保証金」若しくは「契約 保証金に代えることができる 担保」として から のいずれ か 国債 地方債 損害金の支払保証を証する 書面(銀行保証・損保会社の 保証・保証会社の保証等) 手形 定期預金債権 政府の保証がある債権等 (額面金額等の8割相当額)	契約書第4条		●	請負金額 400万円を超えるもの 400万円を超えない ものは実績に応じて免 除 低入札価格の契約は10 分の3以上	
2	当初契約時	法定外労災(注1)	共通[1]1-1-47-5 受注者は法定外の労 災保険に付さなけれ ばならない		●		
3		誓約書(入札参加資格要件)			●	入札参加資格要件欠 格なしの誓約	
4		工期通知書	余裕期間制度を活用 した工事試行要領第 8条		●	余裕期間制度適用工 事(任意着手方式又はフ レックス方式)の場合	
5	契約締結後10日 以内	工事カルテ受領書 (CORINS)	共通[1]1-1-7 余裕期間制度を活用 した工事試行要領第 10条	▲ 提示		余裕期間制度適用工 事の場合は、「工事の始 期後10日以内」	
6	工事の始期の前 日まで	現場代理人等通知書 (様式第12号)	契約書第10条第1項	● 余裕期間 に提出	● 当初契約 時提出	請負金額 400万円を超えるもの 低入札価格の契約は準用 様式 技術者の兼務が発生 する場合は兼務承諾協議 書	
7		誓約書(専任技術者)	入札執行通知書に記載 された要件の確認 指名競争入札で、専 任の技術者の場合	● 余裕期間 に提出	● 当初契約 時提出	落札決定日から起算 して過去3箇月間に真 にやむを得ない理由 により技術者の途中 交代をした者でないこ と	
8		配置技術者の資格者証の写 し	現場代理人等決定 (変更)通知書の添付 書類	● 余裕期間 に提出	● 当初契約 時提出	建設業法による技術検定資 格の場合は、合格通知書の 写しも可とする。ただし、合 格通知書の通知日から18 0日間に限り有効とし、現場 代理人等決定(変更)通知 書の提出期限の日において 有効であること。	
9		配置技術者の健康保険被保 険者証の写し 記号、番号等をマスキングして、 提出	建設工事に係る配置 予定技術者の雇用関 係の確認について	● 余裕期間 に提出	● 当初契約 時提出	受注者での雇用期間 の確認 指名競争入札又は 随意契約で、専任の 技術者の場合	
10	工事着手前	火災保険等	契約書第59条 (特記仕様書に記載の場合)		▲ 提示		
11	契約締結後30日 以内	請負代金内訳書	契約書第3条	●		入札時に提出された工事費 内訳書に法定福利費が明 示されている場合は当該工 事費内訳書を請負代金内 訳書として取り扱うことが できる	
12	契約締結後40日 以内	建退共掛金収納書 (発注者用)	【証紙方 式】 【電子申 請方式】	●			
13	工事の始期日か ら40日以内	計画工程表	契約書第3条	●		請負代金 400万円を超えるもの	
14	工事着手前随時 (下請決定後)	施工体系図 (共通仕様書様式集)	共通[1]1-1-14-2	●			

注１ 法定外労災とは業務上又は通勤途上での災害により死亡、重度の身体障害を残したり、傷病の状態にある場合に、国の労働者災害補償保険（労災保険）の給付に上乗せして共済金を給付する補償制度です。

『共通』は共通仕様書を示す

提出書類の詳細については、長崎県土木部ＨＰ「<http://www.doboku.pref.nagasaki.jp/~kijun/>」

長崎県ホームページから、「組織で探す」から「土木部 建設企画課」を選択

「建設工事関係」 「●建設工事に関する提出様式」

『工事提出書類の簡素化について』

技術基準班通知（平成３０年１月３１日付、２９建企第５７７号）を参照して下さい。